

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福井県小浜市は、県の南西部に位置し、北は国定公園の指定を受けた日本海で唯一の長いリアス式海岸を有する若狭湾に面し、南は東西に走る京都北部の山岳地帯で一部滋賀県とも接している。平成28年12月には、北陸新幹線小浜・京都ルートが決定し、都市部との飛躍的な利便性の向上が見込まれ、まちづくりの大きな転機として期待されている。

人口構造は、少子高齢化と総人口の減少が進んでおり、産業工場は、第三次産業の割合が最も高く78.2%、第二次産業は19.9%、第一次産業は1.9%となっている。

<人口構造> (令和4年度小浜市統計書より)

	2010年		2020年	
	人	割合 (%)	人	割合 (%)
年少人口	4,254	13.6	3,495	12.0
生産人口	18,249	58.5	16,025	55.3
老年人口	8,695	27.9	9,471	32.7
合 計	31,198	100.0	28,991	100.0

<産業構造> (令和4年度小浜市統計書より) (令和3年現在)

	企業等数	割合 (%)	従業者数	割合 (%)
第一次産業	33	1.9	438	3.5
第二次産業	342	19.9	2,942	23.3
第三次産業	1,342	78.2	9,253	73.2
合 計	1,717	100.0	12,633	100.0

市内の中小企業者のうち、小規模企業者(中小企業基本法に定めるものをいう。)が全体の8割を超えており、大多数を占めている。小規模企業者は資金繰りに苦慮しており、設備の老朽化が進んでいる。

また、本市を含む管内の令和5年3月の有効求人倍率は1.48倍で、全国的にも高い水準で推移しており、医療・福祉、建設業や製造業などが、他業種に比べて求人数が多く、働き手不足の状況が続いている。

(2) 目標

地域の活性化を図るため、本市の産業構造の中心である卸売・小売業およびサービス業や、製造業・加工業等ものづくり産業の基盤整備が重要である。中小企業者の先端設備等導入計画について、毎年3件程度認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は小浜市全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象は全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月7日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②市税を滞納している中小企業者の取組や、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。